

令和2年度事業対象

グローバルやまぐち国際活動支援事業費補助金

(公財)山口県国際交流協会では、県内の民間国際活動団体に対して、事業経費の1/2以内(上限10万円)を助成しています。申請については下記をご覧くださいの上、当協会まで申請書類をご請求ください。申請手続きの流れや記入例などをホームページに掲載していますので、そちらもご覧ください。

対象となる事業

最大10万円を
補助します！

多文化共生推進・国際交流事業

※山口県内で実施される事業に限ります。

- ・本県在住外国人に対する生活支援事業
- ・県民と外国人との交流事業
- ・県民の国際交流・国際理解の促進に寄与する事業 等

国際協力事業

※国外で実施される事業に限ります。

- ・開発途上国に対する生活、医療、教育及び技術協力等の援助 等



◆ 次のような事業は対象となりません。

営利を目的とする事業または政治的・宗教的活動に深く関わる事業
公共の安全または善良な風俗を害するおそれのある事業
その主たる目的が観光・学術・芸術・興行要素が高い事業 など

◆ 同一事業への継続助成は原則として3年度連続して行いません。

◆ 渡航費や飲食費は補助対象経費になりません。

※その他詳細は要綱及び募集案内をご確認ください。

活動期間	申請期間	助成金交付決定(予定)
2020年4月1日から2021年3月末日 までに実施される事業	2020年2月1日～3月31日	2020年5月下旬



令和元年度から対象事業の活動期間、申請期間、助成金交付決定時期が変更になりました。

.....《資料請求・問い合わせ》.....



公益財団法人山口県国際交流協会

〒753-0082 山口市水の上町1番7号 水の上庁舎3階

TEL (083) 925-7353 / FAX (083) 920-4144 / E-mail yiea.info@yiea.or.jp

URL <https://yiea.or.jp/activity/furtherance/> (申請書ダウンロード可能)

★書類作成等、ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡下さい。

申請のスケジュール

申請	<p>◆申請書類を取り寄せる (a) 所定の申請様式を協会事務局に請求（メール、FAX、郵送、来所） または (b) 協会ホームページ（https://yiea.or.jp/activity/furtherance/）よりダウンロード ※要綱をよく読み、ご不明な点は事務局にお問い合わせください。 ※申請期間：2020年2月1日～3月31日</p> <p>◆交付申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、添付書類を添えて事務局に提出する ・事業実施計画・収支予算書・団体概要書を具体的に記載し、必ず添付してください。 ・その他事業に関するチラシなど、事業内容が分かる参考資料があれば添付してください。 【グローバル補助金交付申請額】対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）：上限10万円 【小規模助成金交付申請額】上限5万円（千円未満切り捨て）</p>
ヒアリング	<p>【事務局】申請内容についてヒアリング 申請内容について、個別にヒアリングを行います。期日までに回答してください。 ※ヒアリング期間：4月～5月（予定）</p>
審査	<p>【事務局】審査委員による審査会 ・書類審査により、採否を決定します。 ・必要に応じて、事務局から事業内容のヒアリングを実施する場合があります。</p>
交付決定	<p>【事務局】採否結果を郵送にて通知 (a) 交付決定 → 交付決定通知 (b) 不採用 → 文書にて通知あり ※結果通知：2020年5月下旬（予定） ※申請額に対して決定額が減額、または交付条件が附されている場合がありますので、通知書の内容をよくご確認ください。通知書は大事に保管しておいてください。</p>
活動実施	<p>◆事業を実施する ・当協会の補助事業である旨を、必ず広報紙・ホームページ・事業実施時に配布する資料等に明記してください。事業実施にあたっては、要綱等をよく確認してください。 ・事業内容に大幅な変更が生じたり、事業が中止になった場合は、<u>補助金変更承認申請書（第2号様式）</u>を事務局に提出し、承認を受けてください。</p>
実績報告	<p>◆実績報告書（第3号様式）に必要事項を記入し、添付書類を添えて事務局に提出する ・期限内に経費の支払いを完了させ、事業終了後1ヶ月以内の実績報告書・事業実施報告書・収支決算書・領収書の写し（内訳のわかるもの）・写真や印刷物などの参考書類を提出してください。 【事務局】実績報告を審査 ・実績報告に関して不明な点は、この時点で事務局から照会があります。 ・実績報告の内容によっては、決定額と異なる額を確定する場合があります。</p>
額の確定	<p>【事務局】交付額確定 最終的な交付額が確定したら、<u>交付確定通知書</u>を発送します。</p>
請求・支払い	<p>◆精算払請求書（第4号様式）を提出する ・<u>補助金精算払請求書/小規模助成金請求書（第4号様式）</u>を提出してください。 ※必ず、交付確定通知書を受け取ってから提出してください。 【事務局】請求書に記載された指定口座に振込み ・申請団体からの請求書を受理後、通常1～2週間程度で交付額をお支払いします。 ※振込日について知りたい場合は、事務局に照会してください。</p>